

## 犬山市家具等転倒防止器具取付事業実施要綱

犬山市家具等転倒防止器具取付事業実施要綱（平成24年11月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るため実施する犬山市家具等転倒防止器具取付事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、食器棚、書棚、冷蔵庫その他これらに類する床置型の家具類をいう。
- (2) 固定器具等 家具等の転倒及び移動を防止するために有効な金具、器具等であって、市長が指定するものをいう。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、家具等への固定器具等の取付け及びその費用の負担とする。

（対象者）

第4条 事業の対象となる者は、第7条第1項の申請の日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者がいる世帯
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第

123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯

- (5) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)及び療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付け発児第725号厚生省児童家庭局長通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療受給者証の交付を受けている者がいる世帯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、過去に事業を利用したことがある者が属する世帯の構成員は、事業の対象としない。

(対象家具等)

第5条 事業の対象となる家具等は、前条に定める対象者が居住の用に供する家屋(借家の場合にあっては、事業の利用について当該借家の所有者又は管理者の承諾を得た場合に限る。)に設置されているもの(第10条の調査の日までに設置される予定のものを含む。)とし、1世帯につき4点を限度とする。

(事前調査及び施工の委託)

第6条 市長は、適当と認める者に事業に係る固定器具等の取付けに必要な事前調査及び取付けの施工を委託するものとする。

(申請)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、犬山市家具等転倒防止器具取付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申請者(第4条第1項第1号又は第7号に該当する世帯に属する者を除く。)は、同項に掲げる世帯に属することを証するために必要な次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

- (1) 介護保険被保険者証の写し
- (2) 身体障害者手帳の写し

- (3) 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (4) 療育手帳の写し
- (5) 医療受給者証の写し

2 前項の場合において、同項の申請に係る家屋が借家（市営又は県営の住宅を除く。）の場合にあつては、申請書には、当該家屋の所有者又は管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（決定）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業実施の可否を決定し、犬山市家具等転倒防止器具取付決定（却下）通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の申請を取り下げようとするときは、速やかに犬山市家具等転倒防止器具取付申請取下書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（調査）

第10条 第8条の取付けの決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第6条の規定による委託を受けた者（以下「委託業者」という。）が行う家具等の調査に立ち会い、家具等の確認をしたときは、速やかに犬山市家具等転倒防止器具取付依頼書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 利用者は、委託業者が固定器具等の取付けを完了したときは、犬山市家具等転倒防止器具取付完了報告書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 家具等若しくは家屋に生じた破損、損傷等又は固定器具等の取付け後に発生した家具等の転倒による事故について、市及び委託業者に対して損害賠償を請求しないこと。

(2) 固定器具等の取付け後において、当該固定器具等を取り外すときは、利用者の責任において行うこと。

(3) 借家の場合にあつては、事業の利用によって生じた家屋への破損、損傷等に関する退去時の修繕について、当該家屋の所有者又は管理者の定める約款等の基準に従い利用者に対応すること。

(免責)

第13条 事業により固定器具等の取付けを行った家具等が転倒したこと等により生じた損害について、市又は委託業者の責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、市及び委託業者は、その責を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。